

○大和市次世代に戦争の記憶をつなげる条例

平成14年9月27日

条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、「大和市平和都市宣言」の理念のもとに、市民の平和に対する意識の高揚、平和の意義の啓発を推進するため、次世代に戦争の記憶をつなげていくことを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例で、「語り部」とは、戦時体験及び追体験を有する者のうち、その体験を次世代に語りつぐ意欲のある者をいう。

(推進内容)

第3条 市長は、平和教育の推進に関する次の事業を実施する。

- (1) 語り部による市民を対象とした講話会
- (2) 市内の小学校及び中学校その他規則で定める学校からの求めに応じた語り部の派遣

2 市長は、戦時体験の継承に関する次の事業を実施する。

- (1) 語り部の発掘
- (2) 語り部による講話の記録及び保存

(委任)

第4条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(見直し)

2 この条例は、この条例の施行の日から5年以内に、この条例の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。